

第6章 労働時間規制の理解のために

1 労働時間の定義

「時短」の流れの中で、トラック業界も平成9年4月から所定内労働時間が週40時間となりました。このことは、人件費比率が40%強を占めるトラック業界にとって大きな影響があります。人件費比率の従来水準を維持するためには、2年間に一人当たりの生産性を1割アップするか、総労働時間を1割短縮しなければならず、一企業だけの努力では不可能とされています。荷主の深い理解が必要ですし、業界全体として真剣に考えなければならない大きな問題です。そのためにも、自動車運転手の労働時間規制をきちんと理解し、違法運転とならないよう対策をたてる必要があります。

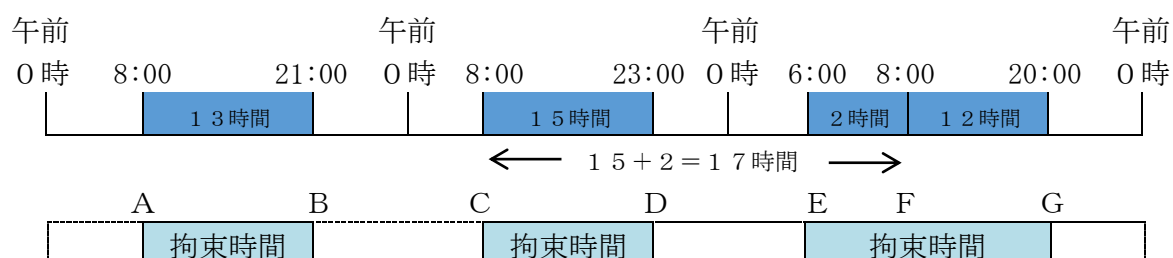
[拘束時間]

通常、就業規則などで定めている始業時刻から終業時刻までの時間をいい、基本的には労働時間と休憩時間（仮眠時間を含む。）の合計時間となります。

総拘束時間は、1ヵ月について**293時間**を超えてはいけません。ただし、労使協定がある場合は、**1年のうち6ヵ月までは**、1年間についての拘束時間が**3,516時間**を超えない範囲内において**320時間まで**延長することができるので、業態に合わせ、合理的な配分をすることが必要です。（131頁4項「36協定の届出」及び141頁の協定書(例)を参照）

1日における拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、**最大拘束時間は16時間**とし、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について2日以内とされています。

- ① 1ヵ月の総拘束時間の計算は、特定の日を起算日とし、1ヵ月ごとに区切って行うこと。
- ② 1日の拘束時間が15時間を超えるのが1週間について2回なので、ワンマンの片道が15時間を超える長距離の運送は、帰りを考慮すると、往復輸送は1回しかできない。



- ① A B = 拘束時間は、始業から継続する24時間の中で1.3時間です。
- ② Cから始まる継続24時間の拘束時間は、C D = 1.5時間と翌日のE F = 2時間で合計1.7時間となり、1日の最大拘束時間16時間を1時間超過するので違反となります。

Q：1週間の最大拘束時間は何時間まで認められますか？

A：ワンマンの最大拘束時間は、16時間までが週2回なので、16時間×2日＝32時間、15時間×4日＝60時間の計92時間です。しかし、1ヵ月の拘束時間が293時間と決まっているので、残りの日の拘束時間については、計画的な勤務割りが必要です。また、特に北海道においては、夏は仕事があるが、冬はないということも多いため、1年間のうち6ヵ月までは最大320時間まで延長できる特例をうまく活用し、バランスある勤務体系を作る必要があります。

Q：なぜ1日の最大拘束時間が16時間なのですか？

A：ILO（国際労働機関：International Labour Organization）第153号条約の中で、始業時刻から24時間中に少なくとも継続して8時間以上の休息期間を設けなければならないことになっています。

[労働時間]

一般的に「労働者が使用者に労務を提供し、使用者の指揮命令に服している時間」をいいます。

休憩時間や仮眠時間は労働時間ではありません。

手待時間は休憩時間と同様に考えられがちですが、実際には仕事があれば、すぐにも仕事につかなければならないことから、運転者が自由にならないため労働時間とされています。

[所定労働時間]

就業規則等で定める始業時刻から終業時刻までの労働時間（休憩時間を除く。）で法的労働時間の範囲内で定める事となります。

[法定労働時間]

労基法でいう原則的労働時間のことです。昭和62年の改正で、1週間の法定労働時間は、従来の48時間から段階的に短縮され、平成9年4月から40時間となりました。

なお、1日の法定労働時間は8時間で変わりません。

[所定外労働時間]

所定労働時間を1週40時間と定めているところでは、それを超えた労働をすれば所定外労働となります。もしそれが法定労働時間を超える場合は、労基法第36条により労使協定（いわゆる36協定）を締結し労働基準監督署に届け出なければなりません。

[休憩時間]

労働時間の途中で、労働の義務を免除され、権利として労働から離れることを保障されている時間をいいます。

[休息期間]

「勤務」と次の「勤務」との間であって、労働者にとって全く自由な時間で、家庭などで疲労の回復を図る貴重な時間帯です。

労働時間の中途に与えられる休憩時間や仮眠時間とは本質的に異なります。

<休憩時間と休息期間は大きい>

休息期間とは、拘束時間中の疲労を回復するだけでなく、余暇を楽しむなど、個人にとって全く自由な時間であり、休憩時間や仮眠時間とははっきり区別されているものです。

基本的には、「勤務終了後、継続して8時間以上与えること。」としています。

しかし、トラック業界の実態からすると、長距離運送がある場合にはこれを当てはめるのがむずかしいケースもあるため、一定の期間（原則2週間から4週間程度）の中で全勤務回数の2分の1を限度に休息期間を分割して与えてもよいとされています。

この場合、1日（始業時刻から起算して24時間をいう。）において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上でなければなりません。従って、休息期間を分割するには、4時間と6時間などの二分割か、4時間を3回の計12時間の三分割が考えられます。

ただし、この休息期間の分割付与については、勤務の途中でフェリーに乗務する場合には適用しないものとされています。

[分割の例]

《二分割の場合》

拘束時間	休息期間	拘束時間	休息期間
5 H	4 H	9 H	6 H
5 H	5 H	9 H	5 H
5 H	6 H	9 H	4 H

《三分割の場合》

拘束時間	休息期間	拘束時間	休息期間	拘束時間	休息期間
4 H	4 H	4 H	4 H	4 H	4 H

※4時間未満の場合は、すべて休憩時間となるので注意

<ツーマンなら最大20時間までOK>

車内ベッドで交互に仮眠のとれるトラックに2人乗務する場合は、例外として最大拘束時間20時間まで延長、休息時間は4時間まで短縮する特例が認められています。

運行別 時間別	ワンマン運行	ツーマン運行
最大拘束時間	16時間	20時間
休息期間	8時間以上（分割は10時間以上）	4時間以上
回数制限	15時間超は週2回まで	なし
フェリー利用	フェリー乗船時間は原則として休息期間として与えるべき8時間から減じることができるが、減算後の休息期間は、下船後の拘束時間の2分の1を下回ってはならない。	乗船中の休息期間が4時間未満の場合は、下船後に残りの休息期間をとる。



2 改善基準の概要

自動車運転者の労働時間その他の労働条件については、それらが交通事故の要因となる場合が多いため、事故防止対策の一環としてその改善が強く要請されているところです。

これに鑑み、平成元年2月「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（労働省告示第7号）」が発令され、その後、平成3年・平成4年の改正を経て平成9年1月30日付け労働省告示第4号により一部改正が行われ、平成13年8月20日国土交通大臣告示第1365号として定められました。（以下「改善基準」という。）その概要は、次のとおりです。

■改善基準の概要

項目	改善基準の内容
拘束時間	1ヵ月 293時間 (労使協定があるときは、1年のうち6ヵ月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において320時間まで延長可) 1日 原則13時間 最大16時間(15時間超えは1週2回以内)
休息期間	継続8時間以上 運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めること。
拘束時間・休息期間の特例	休息期間の特例 業務の必要上やむを得ない場合に限り、当分のあいだ1回4時間以上の分割休息で合計10時間以上でも可（一定期間における全勤務回数の1/2が限度）
	2人乗務の特例 1日 20時間 2人乗務（ベッド付）の場合、最大拘束時間は1日20時間まで延長でき、休息期間は4時間まで短縮できる。
	隔日勤務の特例 2暦日 21時間 2週間で3回までは24時間が可能（夜間4時間以上の仮眠が必要）ただし、2週間で総拘束時間は126時間まで。勤務終了後、継続20時間以上の休息期間が必要
	フェリーに乗船する場合の特例 乗船中は休息期間として扱う。減算後の休息期間は、フェリー下船から勤務終了時までの時間の1/2を下回ってはならない。
運転時間	2日平均で1日あたり9時間を超えないこと。 2週平均で1週間あたり44時間を超えないこと。
連続運転時間	4時間を超えないこと。（運転中断には、1回連続10分以上、かつ、合計30分以上の運転離脱が必要）

項目	改善基準の内容
時間外労働	2週間及び1ヵ月以上3ヵ月以内の一定の期間で労使協定を結ぶ。
休日労働	2週間に1回を超えないものとし、かつ第4条第1項に定める拘束時間及び最大拘束時間の範囲内
労働時間の取り扱い	労働時間は拘束時間から休憩時間（仮眠時間を含む。）を差し引いたもの。 事業場以外の休憩時間は、仮眠時間を除き3時間以内
休日の取り扱い	休日は休息期間に24時間を加算した時間 いかなる場合であっても30時間を下回ってはならない。
適用除外	緊急輸送・危険物輸送等の業務については、厚生労働省労働基準局長の定めにより適用除外

(1) 最大運転時間・連続運転時間

「最大運転時間」は、「2日（始業時刻から起算して48時間をいう。）を平均して1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えてはならない。」とされています。

「2週間を平均し1週間当たり44時間を超えてはならない。」ということは、2週間の総枠が88時間ですから、仮に2日で最大18時間の運行を予定すると、第1週の6日間では54時間が限度となり、第2週は34時間が限度ということになります。

ただし、「2日で最大18時間」といって1日目の運転開始から18時間を運行しようとしても、1日の「最大拘束時間」が16時間となっているので、その範囲内での運転時間となります。

「連続運転時間」は、**4時間を超えてはなりません。**

ここでいう連続運転とは、「一回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する。」ことをいいます。

連続運転時間の規則は、一般道路・高速道路の別を問わず適用されます。

連続運転時間を中断させるには、次のような時間配分が必要です。

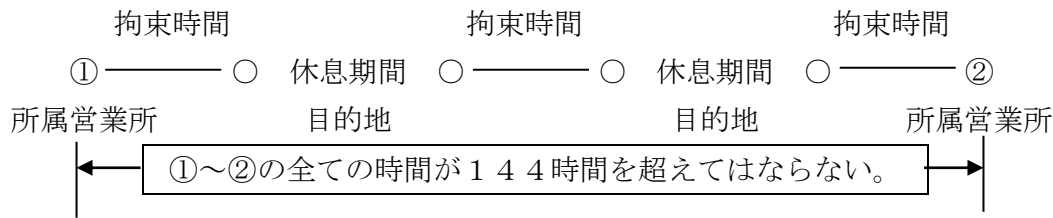
運 転 時 間				休 憩	
4時間				30分	
2時間	15	2時間	15		
1時間20分	10	1時間20分	10	1時間20分	10

(2) 運行期間の制限

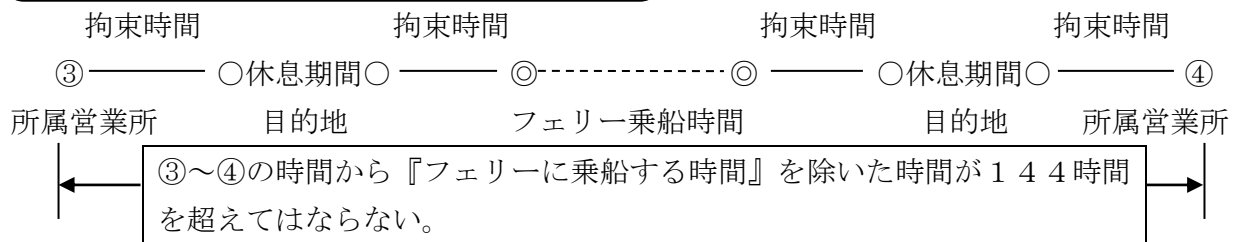
運行期間の制限については、営業区域規制の廃止に伴い、長期間所属営業所に戻らない運行が行われることが想定されることから、運転者の過労防止のため、勤務時間等の基準に係る国土交通大臣告示において、従来の基準の上乗せ基準として、「運転手が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間（ただし、フェリーに乗船する場合の休息期間を除く。）は144時間を超えてはならない。」とされています。

運行期間の制限について

◎ 運行期間



◎ 運行途中フェリーに乗船した場合の運行期間



※ フェリー乗船時間は休息期間となる。

詳細：改善基準告示第4条第3項に基づく労働省労働基準局長の定め（平成元年3月1日付、基発第92号「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息時間の特例について」）

(3) 適用除外業務

ア 貨物自動車運送事業における以下の業務が、「改善基準」第1条第1項に基づく厚生労働省労働基準局長通達（平成9年3月26日 基発第201号）により「改善基準」の適用除外の対象とされています。

- (ア) 災害対策基本法及び大規模地震特別措置法に基づき、都道府県公安委員会から緊急通行車両であることの確認、標章及び証明書の交付を受けて行う緊急輸送の業務
- (イ) 消防法に基づき、関係消防機関に移送計画を届け出で行うアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及びこれらの含有物のタンクローリによる運送の業務
- (ウ) 高圧ガス保安法に基づき、事業所の所在地を管轄する通商産業局長に移動計画書を届け出、その確認を受けて行う可燃ガス、酸素、毒性ガス等の高圧ガスのタンクローリによる運送の業務
- (エ) 火薬類取締法に基づき、都道府県公安委員会に運搬に関する計画を届け出、運搬証明書の交付を受けて行う火薬、爆薬等の火薬類の運送の業務
- (オ) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、国土交通大臣の確認を受け、かつ、都道府県公安委員会に運送計画を届け出で行う核燃料物質等及び放射性同位元素等の運送の業務

イ 上記アの業務に従事する期間を含む1ヵ月の拘束時間及び2週間の運転時間の上限
 上記アの業務に従事しない期間については改善基準が適用されるが、この業務に従事する期間を含む1ヵ月の拘束時間及び2週間の運転時間の上限は次のとおりである。

- (ア) 1ヵ月の拘束時間については、次の式により計算した時間を超えないものとする。

(2) 年次有給休暇の時季指定の義務化

年次有給休暇は、雇入れの日から起算して6ヵ月間継続勤務し、全所定労働日の8割以上出勤した労働者に対して最低10日を与えなければならず、パートタイム労働者についても、原則して同様に扱うことが必要となります。(労働基準法39条)

また、働き方改革関連法の順次施行に伴い、2019年4月から10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、年次有給休暇の日数のうち**年5日**については、労働者に取得時季の希望を聴取した上で、使用者が時季を指定して取得させる必要があります。年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要です。事業者が有給休暇の時季指定を行う場合には、その内容を**就業規則に記載しなければなりません**。

(3) ハラスメント防止対策の強化

令和2年6月1日から職場におけるハラスメント防止対策が強化され、特にパワーハラスメントについては、防止措置が事業主の義務となります(中小事業主は、令和4年4月1日から義務化。それまでは努力義務)。就業規則にもその対処の方針・対処内容等について規定することが求められます。詳細については、北海道労働局 雇用環境・均等部(Tel 011-709-2715)までお問い合わせください。

4 時間外・休日労働に関する協定書(36協定)の届出

使用者が労働者に法定労働時間を超えて労働させる場合及び休日労働させる場合は、「時間外労働・休日労働に関する協定書」を結び、事業場ごとに所轄の労働基準監督署へ「時間外労働・休日労働に関する協定届出」とともに届ける必要があります。この協定を、労働基準法第36条に基づくところから「36協定」と呼んでいます。

なお、働き方改革関連法の順次施行に伴い、2019年4月から罰則付の上限が設けられ、残業時間の上限を原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別な事情が無い限りこれを超えることが出来なくなります。

ただし、自動車運転の業務については、2024年4月から罰則付きの時間外労働の上限規制が導入されるため、**運転者の長時間労働是正の取り組みが必要となります**。

(1) 「36協定」を締結するに当たっての注意点

ア 自動車運転者には改善基準告示で、拘束時間を超えない範囲内で協定する必要があります。

イ 事業用自動車の運転者以外は1日超える一定期間において、限度時間(法定労働時間を超えて延長することができる時間)が働き方改革関連法の順次施行に伴い、労働基準法において、原則として月45時間・年360時間(※月42時間・年320時間)と定められ、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることはできません。

労使間で話し合い、この範囲内で、協定書を作成しなければなりません。

※ カッコ内は、3ヵ月を超える1年単位の変形労働時間制における限度時間

ウ 臨時的な特別な事情があつて、労使が合意する場合でも、年720時間以内、複数月平均80時間以内（休日労働を含む）、月100時間未満を超えることは出来ません。また、月45時間を超えることができるのは、年間6カ月までとなります。ただし、事業用自動車の運転者については、2024年4月から罰則付きの時間外労働の上限規制が導入されるため、運転者の長時間労働是正の取組みが必要となります。

自動車運転業務の労働者と36協定を結ぶにおいては、時間外労働・休日労働に関する協定届（様式9号の4）を使用するの届出が必要となります。

自動車運転の業務以外の労働者と「36協定」を結ぶ場合においては、時間外労働・休日労働に関する協定届（様式9号もしくは様式9号の2）を使用するの届出が必要となります。

様式	用途
様式9号	一般労働者について時間外・休日労働を行わせる場合（運転者以外）
様式9号の2	限度時間を超えて、時間外・休日労働を行わせる場合（特別条項）
様式9号の4	適用猶予期間中における、適用猶予事業・業務に係る時間外・休日労働を行わせる場合（運転者）

エ 臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に、特別条項付き協定を結べば、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。ただし、働き方改革関連法の順次施行に伴い、臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合でも、

- (ア) 年720時間以内
 - (イ) 複数月平均80時間以内（休日労働も含む）
 - (ウ) 月100時間未満（休日労働も含む）
- を超えることはできません。

また、原則である月45時間を超えることができるのは、年間6カ月までとなります。

併せて、特別条項付き協定を結ぶ場合、限度時間を超えて労働させる労働者の健康・福祉を確保するための措置について、協定する必要があります。健康・福祉を確保する措置には、医師による面接指導、深夜業（22時～5時）の回数制限、代償休日・特別な休暇の付与、連続休暇の取得、心とからだの相談窓口の設置、配置転換、産業医等による助言・指導や保健指導等があります。

- (2) 協定書及び協定届については、例示とともにその書類様式を掲げてあります。実際に協定書・協定届を作成する場合は、これらの例示と留意事項を参照して各々2部作成し、所轄の労働基準監督署へ提出してください。
- (3) 労働基準監督署では、1部は受理印を押してその場で返付してくれますからそれを会社で保管しておきます。

改善基準告示において 延長することができる時間の記載例（36 協定）

改善基準で告示された延長することができる時間については、1日の所定労働時間の設定等によって変化することはいうまでもありません。また、所定外労働時間は少ないほどよいので、36協定を締結する場合には、改善基準の拘束時間の上限数値ではなく、これよりも短縮することが求められます。

限度の考え方やモデル等を次頁以降に掲示します。

平成30年3月30日に安全規則の解釈及び運用の一部改正がありました。

事業者が運転者（個人事業主、同居の親族及び法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）が運転する場合には、当該者も含む。）の勤務時間及び乗務時間を定める時の具体的基準は、「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1365号。以下「勤務時間等基準告示」という。）のほか、「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の特例について」（平成元年3月1日付け基発第92号。以下「特例通達」という。）及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」（平成元年3月1日付け基発第93号）とする。なお、**事業主等が運転者**として選任される場合の拘束時間は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）で定める労使協定の締結を行っている場合にあつては、当該労使協定により延長することができる範囲を超えないものとする。

輸送安全規則の解釈・運用第3条第4項関係(1)

つまり、**事業主等**もハンドル握って仕事をすれば、運転者同様に拘束時間等の制約を受けるため、**事業主等は24時間フルに働けるスーパーマンにはなれない**のです。

1日の所定労働時間8時間、休憩時間1時間とした場合の各期間における延長可能時間数	
① 1日の拘束時間	16時間－(8時間＋1時間)＝7時間(ただし週2回以内) 15時間－(8時間＋1時間)＝6時間(上記以外の場合)
② 2週の拘束時間 (法定休日労働がない場合)	[モデル] 13時間－(8時間＋1時間)＝4時間×6日＝24時間 16時間－(8時間＋1時間)＝7時間×2日×2回＝28時間 24時間＋28時間＝52時間
前提条件	○ 所定労働時間は原則、1日8時間、所定休憩時間1日1時間 ○ 法定休日労働時間1日8時間、休憩時間1時間 ○ 1年単位の変形労働時間制又は1ヵ月単位の変形労働時間制を採用 ○ 法定休日労働は月に1日あるものとする(年間では12日)。
③ 1ヵ月の拘束時間 (限度の考え方)	(月の労働日数が23日(所定労働日分22日＋法定休日労働分1日)の場合) ・拘束時間293時間 拘束時間293時間－(1日8時間×22日)－(法定休日8時間×1日) －(休憩時間1時間×(所定労働日分22日＋法定休日労働分1日)) ＝86.0＝86時間 ・拘束時間320時間(特例)の場合 拘束時間320時間－(1日8時間×22日)－(法定休日8時間×1日) －(休憩時間1時間×(所定労働日分22日＋法定休日労働分1日)) ＝113.0＝113時間
④ 1年の拘束時間 (1年変形労働時間の場合) (限度の考え方)	●(年間の労働日が260日で法定休日労働が年間12日ある場合) 拘束時間3,516時間－年間所定労働時間(1日8時間週間×260日) －年間法定休日労働時間(法定休日8時間×年間休日労働日数12日) －(休憩時間1時間×(年間所定労働日分260日＋法定休日労働分12日)) ＝1,068.0＝1,068時間
⑤ 1年の拘束時間 (1年変形労働時間以外(1ヵ月単位の変形労働時間制)の場合) (限度の考え方)	●(年間労働日数上限258日※で法定休日労働が年間12日ある場合) 拘束時間3,516時間－年間所定労働時間(1日8時間週間×258日) －年間法定休日労働時間(法定休日8時間×年間休日労働日数12日) －(休憩時間1時間×(年間所定労働日分258日＋法定休日労働分12日)) ＝1086.0＝1,086時間 ※ 258日＝365－年間休日＝365－ $\frac{9日 \times 11ヵ月 + 8日}{① \quad ②}$ ①は2月以外の最小休日日数 ②は2月(閏年以外)の最小休日日数 最大労働日数及び最小休日日数は以下の計算式から求められます。 週40h/7(日/週)×1ヵ月の暦日数÷1日の所定労働日数＝最大労働日数 暦日数－最大労働日数＝最小休日日数 例えば、1日8時間、30日の月の場合、 最大労働日数：40÷7×30÷8＝21(小数点切捨)、最少休日日数：30－21＝9 暦日数が、28日、29日、31日の場合も同様の計算となります。

●時間外労働・休日労働に関する協定届（記入例） 様式第9号の4（第70条関係）
事業用自動車の運転者用

時間外労働
 休日労働
 に関する協定届

運転手用

様式第9号の4（第70条関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		
貨物自動車運送事業	〇〇〇運輸株式会社	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる期間 1日	1日を超える一定の期間 (起算日)	期間
時間外労働をさせる必要のある 具体的事由	労働者の種類	別添協定書 (記載のとおり)	1週40時間 1日8時間	別添協定書記載のとおり		令和2年 4月1日から 令和3年 3月31日まで
① 下記②に該当しない労働者	自動車運転者	同 上	1週平均40時間 1日8時間	同 上	同 上	
② 1年単位の変形労働時間 制により労働する労働者	自動車運転者	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻		令和2年 4月1日から 令和3年 3月31日まで
休日労働をさせる必要のある 具体的事由	業務の種類	別添協定書 (記載のとおり)	毎週1日 国民の休日	別添協定書記載のとおり		
需要の季節的な増大等に対処 するための(詳細は別添協定書 記載の通り)	自動車運転者					

協定の成立年月日 令和2年3月12日

協定の当事者である労働組合事業場の労働者の過半数で組織する
 労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 労働者代表

氏名 ○ ○ ○ ○ ○

㊟
 協定書に押印があれば、
 労働者代表は押印不要

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）

令和2年3月15日

職名 代表取締役社長

使用者

氏名 ○ ○ ○ ○ ○

㊟

〇〇〇労働基準監督署長 殿

時間外労働及び休日労働に関する協定書（記載例）

〇〇運輸株式会社 代表取締役 〇〇〇〇（以下「甲」という。）と 〇〇運輸株式会社 労働者代表 〇〇〇〇 は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき労働基準法に定める法定労働時間（1週40時間、1日8時間）並びに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働（以下「時間外労働」という。）及び労働基準法に定める休日（毎週1日又は4週4日）における労働（以下「休日労働」という。）に関し、次のとおり協定する。また、時間外・休日労働が、月80時間を超えた場合で、労働者が希望した場合は面接（産業医又は産業保健センター等）指導等を受けさせる。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないように努める。

第2条 甲は、就業規則 〇〇 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	延長することができる時間			期 間	
				1 日	1日を超える一定の期間 (起算日)			
					2 週 (4月1日)	1箇月 (4月1日)		1 年 (4月1日)
① 下記②に該当しない労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に 対処するため ・一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に 遅延が生ずるため ・当面の人員不足に対処 するため 	自動車運転者	20	7	52	113	1,086	令和2年4月 1日から令和 3年3月31日 まで
		荷役作業員	5	3		40	360	
		自動車整備士	3	3		30	340	
		経理事務員	2	3		30	340	
② 1年単位の 変形労働時間制により 労働する労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に 対処するため ・一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に 遅延が生ずるため ・当面の人員不足に対処 するため 	自動車運転者	10	7	52	113	1,068	令和2年4月 1日から令和 3年3月31日 まで
		荷役作業員	4	3		35	320	
		自動車整備士	2	3		25	280	
		経理事務員	2	3		25	280	

自動車運転手の延長可能時間は最大限の時間を表示

自動車運転手の延長可能時間は最大限の時間を表示

2 自動車運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（厚生労働省告示。以下「改善基準」という。）に定める1ヵ月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第3条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻	期 間
需要の季節的な増大 に対処するため	自動車 運転者	30	・法定休日のうち2週を通じ1回 ・始業及び終業時刻はあらかじめ運行 予定表で定められた始業及び終業の時 刻とする。	令和2年4月1日から 令和3年3月31日ま で
	荷 役 作業員	9	・法定休日のうち4週を通じ2回 ・始業時刻 午前8時 ・終業時刻 午後5時	
	自動車 整備士	5		令和2年4月1日から 令和3年3月31日ま で
毎月の精算事務の ため	経 理 事務員	4		令和2年4月1日から 令和3年3月31日ま で

2 自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準に定める1ヵ月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 前2条の規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者については、改善基準に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第5条 自動車運転以外の者については、第2条及び第3条で定める時間数にかかわらず、時間外及び休日労働を合算した時間数は、1ヵ月について100時間未満とし、かつ2ヵ月から6ヵ月までを平均して80時間を超過しない。

第6条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第7条 第2条の表における2週、1ヵ月及び1年の起算日並びに第3条の表における2週及び4週の起算日はいずれも令和2年4月1日とする。

2 本協定の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

令和2年3月〇〇日

乙 労働者代表

〇〇運輸株式会社

労働者代表 〇〇〇〇 印

甲 使用者職名
及び氏名

〇〇運輸株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の1ヵ月についての拘束時間の延長に関する協定書（例）

〇〇運送株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 と 〇〇運送株式会社 労働者代表 〇〇 〇〇

は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第4条第1項第1号ただし書きの規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、貨物自動車の運転業務に従事するものとする。
- 2 拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は1日とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
265	320	293	305	265	265	320	305	305	275	305	293	3,516
時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間

- 3 本協定の有効期間は、令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月 31日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

令和 2年 3月 12日

〇〇運送株式会社 労働者代表 〇 〇 〇 〇 印

〇〇運送株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

空 白